

社発第 T-225 号
平成 21 年 10 月 13 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、本年 11 月 16 日付けで各金融商品取引所において株券等の 5 日目決済及び期間売買停止が廃止されることに伴い、品貸料の上限（以下「最高料率」という。）にかかる決定方法等を一部見直すことといたしました。

つきましては、「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」等の一部改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 改正を行う規程

- (1) 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正 ……別紙 1
 - ・ 現在、権利付最終日における貸借申込み分については、その翌営業日における取引所取引の決済が 5 日目決済となることに付随して、貸付日の翌々営業日が返済期日となるため、品貸料の計算期間は 2 日となっております。5 日目決済廃止後は、当該貸借申込み分にかかる品貸料の計算期間が 1 日に短縮されるため、実質的な最高料率の水準が変化しないように権利付最終日の倍率適用にかかる倍率を 4 倍（現行 2 倍）とします。
 - ・ 期間売買停止に係る規定を削り、株式併合等が行われる銘柄の倍率適用を権利落日が設定される銘柄と同様とします。
 - ・ 外国株券等実質株主通知が行われる銘柄の倍率適用対象期間を国内株に合わせます。
- (2) 「貸借値段の決定基準」の一部改正 ……別紙 2
- (3) 「貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領および配当金等の処理要領」の一部改正 ……別紙 3
- (4) 「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正 ……別紙 4
 - ・ 上記(2)～(4)の規程について、5 日目決済及び期間売買停止の廃止に対応して所要の改正を行います。

2. 実施日 平成 21 年 11 月 16 日（同日以降の貸借申込み分より適用いたします。）

以 上

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(別表)</p> <p><u>1. 上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限(以下「最高料率」という。)とし、最高料率が1円以下の場合には1円50銭とし、1円を超える場合は円単位に切り上げる。</u></p> <p><u>2. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる最高料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する場合は、(1)または(2)の該当する料率の2倍とする。</u></p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とす期日<u>が定められた銘柄または株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄(以下、本号において配当落もしくは権利落とす期日または総株主通知にかかる株主を確定するための日の2営業日前の日を「期日」という。)</u></p> <p>① 期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分</p> <p><u>上記1.により定まる最高料率(以下「上記1.の最高料率」という。)の2倍</u></p> <p>② 期日の前営業日の貸借申込み分</p> <p><u>上記1.の最高料率の4倍</u></p> <p>(2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券または預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知が行われる銘柄(上記(1)に該当する銘柄を除く。)については、<u>当該外国株券等実質株主を確定するための期日(株主総会における議決権について外国株券等実質</u></p>	<p>(別表)</p> <p>上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限(以下「最高料率」という。)とし、最高料率が1円以下の場合には1円50銭とし、1円を超える場合は円単位に切り上げる。</p> <p><u>1. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料については、上記区分の最高料率を2倍とし、また(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する銘柄については、4倍とする。</u></p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とす期日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知を行うため取引所が必要と認める日を含む。)または株式の併合等のため<u>売買を停止する日が定められた銘柄については、当該期日または当該売買停止日の6営業日前から前営業日までの貸借申込み分</u></p> <p>(2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券または預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知を行う日(株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。)の<u>9営業日前から3営業日前までの貸</u></p>

新	旧
<p>株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。)の8営業日前から3営業日前までの貸借申込み分</p> <p><u>上記1.の最高料率の2倍</u></p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p><u>上記1.の最高料率の2倍</u></p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p><u>上記1.の最高料率の2倍</u></p> <p><u>3.</u> 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として<u>上記1.</u>の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として<u>上記1.</u>の最高料率を10倍とする。</p> <p>付則 この改正規定は、平成21年11月16日から実施する。</p>	<p>借申込み分(上記(1)に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p><u>2.</u> 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として<u>上記区分</u>の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として<u>上記区分</u>の最高料率を10倍とする。</p>

「貸借値段の決定基準」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>2. 申込日当日の取引所における最終値段がない銘柄については、申込日前日の貸借値段を当日の貸借値段とする。ただし、<u>次の各号に定める場合においては、それぞれに定める計算方法により算出された額</u>を当日の貸借値段とする。</p> <p>(1) <u>申込日当日が当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利等にかかる権利落日（「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」別表 2(1)に定める期日をいう。以下同じ。）にあたる</u>ときは、<u>前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位（株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている銘柄にあつては、注文の単位をいう。）未満は切捨てる。）</u></p> <p>(2) <u>申込日当日が当該銘柄の株式併合にかかる権利落日にあたる</u>ときは、<u>前日の貸借値段を併合比率（株式併合後の発行済株式総数を併合前の発行済株式総数で除して得た数をいう。）で除して得た額</u></p> <p>付則 この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。</p>	<p>2. 申込日当日の取引所における最終値段がない銘柄については、申込日前日の貸借値段を当日の貸借値段とする。ただし、<u>申込日当日が当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利等にかかる権利落日にあたる</u>ときは、<u>前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位（株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている銘柄にあつては、注文の単位をいう。）未満は切捨てる。）</u>を当日の貸借値段とする。</p>

「貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領および配当金等の処理要領」
の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>「<u>貸借取引における配当金等および株主優待券</u> <u>その他の処理要領</u>」</p> <p>(削る)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>付則 この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実 施する。</p>	<p>「<u>貸借取引における権利落等にかかる申込等の</u> <u>取扱要領および配当金等の処理要領</u>」</p> <p>○ <u>権利落等にかかる申込等の取扱要領</u></p> <p>○ 配当金等処理要領 (7. 5. 29 改正)</p> <p>○ 株主優待券その他の処理要領</p>

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」
の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>6 第1項による権利の引受等の申告によって全株消化されたときは、次の方法により新株式の処理を行う。</p> <p>(1) 引受等の申告により全株消化の旨権利付売買最終日の翌日発表し、当日貸借取引参加者に対する割当を決定通知する。</p> <p>(2) 引受等の申告をした貸借取引参加者は、引受等の代金（権利処理価額に当社の割当株数を乗じた金額）を当該銘柄の割当日（<u>株式分割等にかかる権利を受ける者を確定するための基準日をいう。以下同じ。）の翌営業日</u>に当社に支払い、当社から<u>当該新株式の振替を受ける。</u>ただし、単位未満株式にかかる権利については、<u>新株式</u>の振替に代え金銭処理とすることができる。</p> <p>(3) <u>前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。</u></p> <p>(4) <u>按分割当に対しては、異議の申立を認めないこととする。</u></p>	<p>6 第1項による権利の引受等の申告によって全株消化されたときは、次の方法により新株式の処理を行う。</p> <p>(1) 引受等の申告により全株消化の旨権利付売買最終日の翌日発表し、当日貸借取引参加者に対する割当を決定通知する。</p> <p>(2) 引受等の申告をした貸借取引参加者は、引受等の代金（権利処理価額に当社の割当株数を乗じた金額）を当該銘柄の割当日（<u>権利落</u>日から起算して4日目の日。以下同じ。）に当社に支払い、当社から<u>当社発行の権利預り証を受領する。</u>ただし、単位未満株式にかかる権利については、<u>株券</u>の振替に代え金銭処理とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(3) <u>按分割当に対しては、異議の申立を認めないこととする。</u></p>
<p>7 入札を行う場合の処理は次の方法により行う。</p> <p>(1) 入札はあらかじめ通知した処理日時等に準拠して行う。</p> <p>(2) 権利の落札をした貸借取引参加者は落札代金を、引受等を申告した貸借取引参加者は引受等の代金（権利処理価額に割当株数を乗じた金額）をそれぞれ当該銘柄の割当日の<u>翌営業日</u>に当社に支払い、当社から<u>当該新株式の振替を受ける。</u></p> <p>ただし、単位未満株式にかかる権利につい</p>	<p>7 入札を行う場合の処理は次の方法により行う。</p> <p>(1) 入札はあらかじめ通知した処理日時等に準拠して行う。</p> <p>(2) 権利の落札をした貸借取引参加者は落札代金を、引受等を申告した貸借取引参加者は引受等の代金（権利処理価額に割当株数を乗じた金額）をそれぞれ当該銘柄の割当日に当社に支払い、当社から<u>当社発行の権利預り証を受領する。</u></p> <p>ただし、単位未満株式にかかる権利につい</p>

新	旧
<p>ては、前項第2号ただし書きと同じとする。</p> <p><u>(3) 前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。</u></p> <p>12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合（当該株式分割または株式無償割当てにかかる割当日の翌日が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。</p> <p>(1) 権利付売買最終日の当該銘柄にかかる各貸借取引参加者の取引区分ごとの融資株数および貸株株数ならびに品貸取引の借入株数については、権利落日をもって、当該株数を当該新株式割当率（<u>株式の分割又は割当てにおいて、分割又は割当て後の発行済株式総数を分割又は割当て前の発行済株式総数で除して得た数から1を引いた数。以下同じ。</u>）に1を加えた数を乗じた株数に調整する。</p> <p>(2) 権利落日の取引所における最終値段（<u>気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。</u>）がない場合には、<u>権利付売買最終日の貸借値段を当該新株式割当率に1を加えた数で除した額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位（株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている銘柄にあっては、注文の単位をいう。）未満は切捨てる。）に調整し、権利落日における貸借値段とする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>ては、前項第2号ただし書きと同じとする。</p> <p>(新設)</p> <p>12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合（<u>当該株式分割または株式無償割当てにかかる権利を受ける者を確定するための基準日の翌日</u>が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。</p> <p>(1) 権利付売買最終日の当該銘柄にかかる各貸借取引参加者の取引区分ごとの融資株数および貸株株数ならびに品貸取引の借入株数については、<u>権利落日の翌日</u>をもって、当該株数を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた株数に調整する。</p> <p>(2) <u>権利落日の当該銘柄にかかる貸借値段は、権利落日の取引所における普通取引の最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。）を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた額に調整する。ただし、権利落日の取引所における最終値段がない場合には、権利落日前日の貸借値段を権利落日における貸借値段とする。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="183 477 564 510"><u>13～15</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="183 571 245 604">付則</p> <p data-bbox="183 618 783 701">この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。</p>	<p data-bbox="805 286 1409 461"><u>13 権利落日における当該銘柄に対する貸借申込は、金融商品市場における受渡と合致させるため、当該権利落日の翌日に当日分と一括して申込みを受け付ける。</u></p> <p data-bbox="805 524 1155 557"><u>14～16</u> (省略)</p>